

(2) アジア太平洋宇宙協力機構（APSCO）条約

目次

第1章 総則

- 第1条 アジア太平洋宇宙協力機構の設立
- 第2条 定義
- 第3条 法的地位
- 第4条 目的
- 第5条 産業政策

第2章 協力分野および共同活動

- 第6条 協力分野
- 第7条 基本的活動
- 第8条 選択的活動

第3章 加盟国の地位

- 第9条 加盟国

第4章 機能的機関

- 第10条 機構の機関

第5章 機構の理事会

- 第11条 理事会の構成
- 第12条 理事会の責任
- 第13条 理事会会合
- 第14条 投票

第6章 事務局

- 第15条 事務局の構成
- 第16条 事務総長
- 第17条 事務総長の責任

第7章 財政

- 第18条 財政取極

第8章 紛争

- 第19条 紛争の解決

第9章 その他の規定

- 第20条 要員の交流
- 第21条 情報の交換
- 第22条 知的財産権
- 第23条 保障措置技術および輸出管理
- 第24条 他の団体との協力
- 第25条 特権および免除
- 第26条 施設の利用

第10章 改正

第27条 条約の改正

第11章 批准、発効等

第28条 署名および批准

第29条 効力発生

第30条 加入

第31条 通報

第32条 剥奪

第33条 脱退

第34条 解散

第35条 登録

この条約の締約国は、

アジア太平洋地域の共通の繁栄のために、この地域における持続可能な経済社会の発展を促進するための宇宙技術の平和的開発が重要であることを認識し、

宇宙科学技術の平和的応用を前提とした宇宙分野におけるアジア太平洋地域諸国の多国間協力を強化することを希望し、

宇宙科学技術の応用を発展させるために要求される技術的、財政的および人的資源が非常に重要であるという事実から、これらの活動を行うためアジア太平洋地域において資源を蓄積することが望ましいものであるということ認識し、

加盟国が、これらの分野に関連する計画および活動を共同で発展させることを可能にするため、加盟国の技術的、財政的、人的資源を蓄積することにより、宇宙科学、宇宙技術およびその平和的応用における地域の多国間協力を実行することは地域の締約国に利益をもたらすことを認識し、

宇宙空間の平和的利用、相互的利益および相互補完性ならびに平等な協議および発展の原則に基づいた宇宙科学技術の平和的応用における地域的な多国間協力のため、独立したアジア太平洋宇宙協力機構の設立は、宇宙科学、宇宙技術およびその平和的応用における加盟国の能力を効果的に向上させ、加盟国のそれぞれに社会経済的な利益をもたらすであろうことを信じ、

次のとおり協定した。

第1章 総則

第1条 アジア太平洋宇宙協力機構の設立

- 1 アジア太平洋宇宙協力機構（以下「機構」という。）は、この条約により設立される。
- 2 機構の本部は、中華人民共和国（以下「受入国」という。）内に設置する。
- 3 受入国政府との協議により、機構は受入国の領域内に支部および関連施設を設立することができる。
- 4 他の加盟国との協議により、機構は他のいかなる加盟国の領域内にも支部および関連施設を設立することができる。

第2条 定義

この条約の適用上、

- a) 「機構」とは、アジア太平洋宇宙協力機構（APSCO）をいう。
- b) 「受入政府」とは、この機構を受け入れる中華人民共和国政府をいう。
- c) 「加盟国」とは、機構に加盟する国をいう。
- d) 「理事会」とは、加盟国の権限ある代表者からなるアジア太平洋宇宙協力機構の最高機関をいう。
- e) 「議長」とは、理事会の議長をいう。
- f) 「事務局」とは、中華人民共和国内にその事務所を持つ機構の執行機関をいう。
- g) 「事務総長」とは、機構の最高行政官かつ法的代表をいう。

第3条 法的地位

機構は、政府間機構とする。機構は、完全な国際的な法的地位を有する非営利の独立した機関とする。

第4条 目的

機構の目的は次のとおりとする。

- 1 宇宙科学技術の平和的応用における協力の基礎を築くことにより、加盟国間の協力的な宇宙事業の発展を促進し、かつ、強化すること。
- 2 宇宙開発政策を策定し、かつ、実施することにより、宇宙技術の研究開発、応用および訓練等の分野において、加盟国を支援するための効果的な活動を行うこと。
- 3 地域の協力可能性を開拓することにより、宇宙技術およびその応用ならびに宇宙科学研究における加盟国間の協力および共同開発を促進し、かつ、成果を共有すること。
- 4 加盟国の関係企業および機関間の協力を強化し、かつ、宇宙技術の産業化およびその応用を促進すること。
- 5 宇宙技術およびその応用における国際協力活動において、宇宙空間の平和的利用に貢献すること。

第5条 産業政策

- 1 理事会は、費用対効果の高い方法で、理事会の事業および活動ならびに加盟国との協力事業の要求を満たす産業政策を考案する。
- 2 すべての加盟国の産業界には、機構の事業および活動の実施に関係する任務に参加するため、可能な範囲で最大限の優先権／機会が与えられる。
- 3 機構の事業および活動の実施の過程、ならびに機構の宇宙技術および製品に付随する開発において、機構は、各加盟国の財政投資（技術提供を含むことができる。）に比例した、すべての加盟国に公平な方法での参加を確保する。
- 4 加盟国に対する「フェア・リターン」概念を、機構の産業政策の基礎とする。機構は、第一に加盟国の現行の潜在産業力を利用すること、加盟国の宇宙技術およびその製品を開発し保持すること、ならびに市場の需要に従った産業基盤の開発を奨励することにより、加盟国の産業競争力を強化する努力を行う。
- 5 産業政策は次の主要目標を有する。
 - a) 自由な競争入札を実施することによる競争的なアジア太平洋の産業の発展。
 - b) 機構の事業および活動に必要な専門性を創出するための加盟国の間での関連技術の普及。
- 6 産業政策の実施において、理事会議長は理事会の指令に基づき行動する。

第2章 協力分野および共同活動

第6条 協力分野

機構は次の協力分野で活動を行う。

- 1 宇宙技術およびその応用事業。
- 2 地球観測、災害管理、環境保護、衛星通信、および衛星航行・測位。
- 3 宇宙科学調査。
- 4 科学者/技術者の教育、訓練および交流。
- 5 機構の事業を発展させるため、ならびに機構の事業および活動に関連した技術的情報およびその他の情報を普及させるための中央データバンクの設立。
- 6 加盟国の合意に基づくその他の協力事業。

第7条 基本的活動

- 1 機構の基本的活動とは、次の活動をいう。
 - a) 宇宙活動および開発のための機構の計画の策定。
 - b) 宇宙技術およびその応用に関する基礎研究の実行。
 - c) 成熟した宇宙技術応用の拡大。
 - d) 宇宙科学技術およびその応用に関する教育および訓練活動の実行。
 - e) 機構の支部および関連施設、ならびにネットワークシステムの管理および維持。
 - f) 機構の目的を達成するために必要な他の活動への取組。
- 2 すべての加盟国は、本条1項に定める基本的活動に参加する。

第8条 選択的活動

- 1 第7条に基づく基本的活動に加え、機構は、加盟国による共同実施のために、適切な宇宙科学、技術およびその応用事業を勧告し、組織する。加盟国は、当該事業への参加を選択する。
- 2 かかる事業は、投資に関するフェア・リターン原則を受けて実行される。選択的活動からのリターンは、同活動に参加する加盟国の投資に比例して得られる。

第3章 加盟国の地位

第9条 加盟国

- 1 機構は、アジア太平洋地域における国際連合の全加盟国に開放する。
- 2 加盟国は、完全な投票権を有する。
- 3 すべての加盟国は、機構の追求する協力事業および協力活動に参加する権利を有する。
- 4 すべての加盟国は、機構の運営のため、分担金を支払う。
- 5 機構の活動への参加は、加盟国の現行の、または将来の、二国間および多国間協力を影響を及ぼさない。
- 6 国際連合のいずれの加盟国、または宇宙活動を行ういずれの国際機構も、理事会の全会一致の承認を得て、機構のオブザーバーの地位を付与される。オブザーバーは、理事会会合における投票権を有さない。
- 7 アジア太平洋地域外にある国際連合の加盟国は、準加盟国の地位の付与を申請することができる。理事会は、コンセンサスによって、機構への参加について決定できる。理事会はまた、コンセンサスによって、その条件（分担金、機構の基本的な活動および協力活動への参加等）について決定することができる。準加盟国は、理事会会合におけるいかなる投票権をも有さない。

第4章 機能的機関

第10条 機構の機関

- 1 機構の機関は以下を含む。
 - a) 理事会の議長が率いる理事会
 - b) 事務総長が率いる事務局
- 2 機構は、目的の遂行および達成のために必要と判断する補助機関を設立することができる。

第5章 機構の理事会

第11条 理事会の構成

- 1 理事会は、組織の最高意思決定機関とする。
- 2 理事会は、機構の加盟国の国内宇宙機関の大臣または政府代表から構成する。各加盟国は、理事会での代表として1人の大臣または政府代表を指名する。
- 3 理事会は、任期を2年とする議長1名および副議長2名を選出する。

第12条 理事会の責任

理事会は、以下の事項を行う。

- a) 機構の目的を追求するに当たって、機構が従う規則、規定、法規を含む政策を定義し、承認する。
- b) 加盟国の加入、加盟国の地位の剥奪および終了を承認し、かつ、オブザーバーおよび準加盟国の加盟に関する決定を行う。
- c) 機構の手続規則を採択し、承認する。
- d) 機構の年次報告および作業計画を採択し、承認する。
- e) 協力事業およびその財政予算を採択し、承認する。
- f) 加盟国の分担金の割合、および機構の年間予算を採択し、承認する。
- g) 現行水準の財源に応じて、今後5年間に機構が利用可能である財源を決定することにより、5年間の予算計画を承認する。
- h) 機構の年間支出および財務報告書を承認する。
- i) 機構の他のすべての管理規定を承認する。
- j) 機構の年間会計監査報告を承認し、公表する。
- k) 事務総長を任命し、かつ、機構により任命される他の職員を承認する。事務総長の任命は、いかなる時点においても、6カ月間延期することができる。その場合は、適切な人物が理事会によりその期間の事務総長代理に指名され、機構が事務総長代理に定めた権限と責任に基づいて、任務を遂行する。
- l) 機関および支部の設立を決定し、事務局および職員割当を含む構成を承認する。
- m) 機構の活動の効果的な遂行のため、他の職員を任命する。
- n) 加盟国による要請がある場合、この条約を解釈する。

第13条 理事会会合

- 1 理事会は、少なくとも年1回の会合に加え、要請された場合に会合を開催する。理事会が別段の決定を行う場合を除き、会合は機構の本部にて開催される。
- 2 理事会のいかなる会合においても、定足数に達するために、すべての加盟国の3分の2の多数の公式代表の参加が必要とされる。

第14条 投票

- 1 理事会の各加盟国はそれぞれ1個の投票権を有する。
- 2 理事会により全会一致で別途の規定がなされる場合を除き、理事会はコンセンサスにより問題の決定に到達できるよう、あらゆる努力を行う。

第6章 事務局

第15条 事務局の構成

- 1 事務局は、機構の執行機関である。
- 2 事務局は、事務総長および事務局職員で構成される。

第16条 事務総長

- 1 事務総長は、機構の最高行政官であり、かつ、機構の法的代表である。事務総長は、機構の事務局を運営するあらゆる権限を有する。
- 2 理事会は、事務総長を5年間の任期で任命し、かつ、さらに5年間その任命を延長できる。理事会は、理事会会合に出席する加盟国の4分の3の多数の投票により、事務総長の任期中に任命を終了できる。
- 3 事務総長は、理事会会合に投票権を有さずに参加する。

第17条 事務総長の責任

- 1 理事会が発行した指令に従い、事務総長は理事会に次の報告をし、また、次の事項に責任を有する。
 - a) 理事会の要求どおりに機構のすべての政策を執行し、実施すること。
 - b) 機構の目的を達成すること。
 - c) 機構を運営し、かつ、その機能を果たすこと。
 - d) 理事会の承認を得るため、機構の年次報告、作業計画および財務予算を作成すること。
 - e) 事務局の内部管理規定を策定し、実施すること。
 - f) 機構の事業および活動、ならびに事業および活動の目的を達成するために計画された措置に関する提案を理事会に提出すること。
 - g) 理事会により定められた服務規定に従い、加盟国から内部部門の職員を採用し、管理すること。
 - h) 機構に課された任務を遂行するため、正規職員以外の科学者、技術者および他の専門家を契約ベースで任命すること。
 - i) 理事会の承認を得て、国際協力協定を交渉し、かつ、署名すること。

- 2 機構に関する事務総長および職員（正規職員であるか契約ベースの職員であるかを問わない。）の責任は、もっぱら国際的性格を有する。機構に関する任務遂行の過程において、事務総長および職員は、機構外のいかなる政府または当局からも指示を求め、または受けない。各加盟国はまた、事務総長および職員の責任の国際的性格を尊重し、事務総長および職員による機構の任務遂行の過程において、事務総長および職員に対していかなる方法または形態によっても影響力を行使しない。

第7章 財政

第18条 財政取極

- 1 機構の財源は、加盟国からの分担金、受入政府および他の加盟国からの自発的拠出、他の機構から受け取った寄付／補助金、および外部に提供されるサービスによる対価からなる。
- 2 各加盟国は、理事会により決定された財政取極に従って機構の予算を分担する。
- 3 理事会は、コンセンサスにより、各加盟国の分担金の規模を決定する。この決定は3年ごとに再検討される。
- 4 各加盟国の分担金の規模は、経済発展の水準および1人当たりの国内総生産(GDP)に従って計算される。
- 5 各加盟国は、機構に対し、3分の2の多数の投票により理事会で決定される「最低額（floor）」と呼ばれる最低限の分担金を支払うことを要求される。
- 6 いかなる加盟国も、機構の承認された予算の18%を超える分担金の支配を要求されることはない。
- 7 理事会に与えられた指令に従って、事務総長は、機構に対する寄付、贈与、および遺贈を、それが機構の目的に反するいかなる条件をも課さないという条件で受け取ることができる。

第8章 紛争

第19条 紛争の解決

この条約の解釈または適用に関する、2以上の加盟国間、またはいずれかの加盟国と機構の間のいかなる紛争も、理事会における誠実な協議を通じて解決される。紛争が未解決の場合は、コンセンサスによって理事会により採択された追加規則に従って、仲裁により解決される。

第9章 その他の規定

第20条 要員の交流

機構からの要請に基づいて、加盟国は機構に委託された、および機構の権限内の任務に関する要員の交流を促進する。要員の交流は、加盟国の領域への入国、滞在または加盟国の領域からの出国に関する加盟国の法規則に合致したものとする。

第21条 情報の交換

- 1 機構および加盟国は、宇宙科学、宇宙技術およびその応用の分野に関する科学技術情報の交換を促進する。加盟国は、そのような情報が当該国と第三者との協定を侵害し、または自国の安全保障上の利益に抵触すると考える場合、そのような情報を機構に通報しなくともよい。また、機構も、同様の場合、加盟国に情報を通報しなくともよい。
- 2 活動の実行において、科学および／または技術調査／研究に関する科学的成果は、機構の後援のもとで実験に責任を有する加盟国間において、科学者／技術者により利用されるまでは、公開／公表されないことを、機構は確保する。機構は、機構の財産となる成果および変型されたデータに関する排他的権利を有する。

第22条 知的財産権

- 1 機構によって実行されたいかなる事業および活動に起因する、または機構の所有する資源の利用を通じた、発明、製品、技術データまたは技術の知的財産権、ならびにその他の知的財産権は、機構によって所有される。
- 2 理事会は、機構の所有する発明、製品、技術データまたは技術、ならびにその他の知的財産についての加盟国による利用のために指針および手続を採択する。
- 3 理事会は、適切な協定または契約を通して、加盟国の所有する発明、製品、技術データまたは技術、ならびにその他の知的財産について、機構および加盟国による利用のために指針および手続を採択する。機構は、知的財産保護に関する国際条約を遵守する。

第23条 保障措置技術および輸出管理

- 1 機構は、保護された品目／製品を扱う権限を有する加盟国の代表および要員の義務の履行を確保するため、また、当該品目／製品の保護および取り扱いの監視を目的とし、ならびに特定の技術安全保障計画を策定し、かつ、実施するための適切な措置をとるために、保護された情報、品目および関連する技術／手段へのいかなる不正アクセスも認めない。
- 2 機構の協力活動、事業およびプロジェクトの履行を目的として、加盟国は、技術保障措置に関する協定を締結し、特定の場合には、特定の技術安全保障計画を策定し、履行するために、権限ある機構および他の指定された機構による、かかる協定の締結を促進する。
- 3 加盟国は、輸出管理リストに含まれる物品およびサービスに関して、各国の国内規定および輸出管理法に従って行動する。

第24条 他の団体との協力

- 1 機構は国際連合システム内の機関、特に宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）と協力する。
- 2 機構は、機構の目的の追求において、理事会の全会一致の承認をもって、機構の非加盟国ならびに他の国際機構および機関と協力関係を確立できる。理事会は、そのために、適切な指針および手続を作成する。

第25条 特権および免除

- 1 機構、職員および専門家、ならびに機構の本部の所在する加盟国領域内における加盟国の代表により享受される特権および免除は、機構と本部が所在する加盟国間で締結される特定の協定により決定される。
- 2 機構、職員および専門家、ならびに加盟国の代表は、機構の任務の遂行に必要であるか、または任務の遂行に関連するような特権および免除を各加盟国領域内で享受する。別段の合意がある場合を除き、そのような特権および免除は、各加盟国が類似の政府間機構および関係する要員に付与するものと同様である。

第26条 施設の利用

機構の事業および活動のため、機構によって設立され、および／または所有される施設の利用が、害されないという条件に基づき、機構は、その施設の利用を要請するいかなる加盟国にも施設を利用可能にする。理事会は、これらの施設を加盟国に利用可能にする指針および手続ならびに現実的な取極を策定する。

第10章 改正

第27条 条約の改正

- 1 この条約に対する改正を提案しようとするいかなる加盟国も、書面にて事務総長にその旨を通報する。事務総長は、少なくとも理事会で検討される3ヵ月前に加盟国に改正案について通報する。理事会は加盟国に対して条約の改正を勧告できる。
- 2 条約の改正は、理事会のコンセンサスにより採択される。
- 3 理事会による改正の採択後、事務総長は、正式にすべての加盟国に改正の採択について通報し、国内手続きを通じた正式な承認を要請する。
- 4 すべての加盟国による正式な受諾が受領された後、事務総長は、理事会への報告とするために、かかる受諾の書類を作成し、同一のものを受入政府に送付する。受入政府は、続いて、すべての加盟国による受諾についての通報を受領した30日以内に、すべての加盟国に改正の効力を生じた日を通報する。

第11章 批准、発効等

第28条 署名および批准

- 1 この条約は2006年7月31日迄、署名のために開放する。
- 2 この条約は、第9条1項に規定される国による批准または受諾を条件とする。
- 3 批准書または受諾書は、受入政府に寄託される。

第29条 効力発生

- 1 この条約は、国際連合の加盟国であるアジア太平洋地域の少なくとも5カ国が署名し、批准書または受諾書を受入政府に寄託したときに効力を生ずる。
- 2 この条約の効力発生の後、批准書または受諾書を寄託するまでの間、署名国は、理事会で合意された指針および手続きに従い、投票権を有することなく機構の公開される会合に参加することができる。

第30条 加入

- 1 この条約の効力発生日または署名期間終了日のいずれかより後には、第9条1項に定義するように、いかなる国も理事会の全会一致の承認をもって、この条約に加入することができる。
- 2 この条約に加入することを希望する国は、事務総長に正式に申請する。事務総長は、本申請が理事会に決定のため提出される少なくとも3ヵ月前に、すべての加盟国に本申請について通知する。
- 3 加入書は、受入政府に寄託する。

第31条 通報

受入政府は、すべての署名国および加入国に、以下を通報する。

- a) 批准書、受諾書または加入書それぞれの寄託日
- b) この条約およびこの条約の改正の効力を生じた日
- c) 加盟国がこの条約から脱退した日

第32条 剥奪

この条約に基づく義務を遂行しないいかなる加盟国も、3分の2の多数の投票による理事会の決定により、機構の加盟国の地位を剥奪される。

第33条 脱退

- 1 この条約が発効してから5年が経過したのち、条約からの脱退を希望するいかなる加盟国も、少なくとも1暦年前に、事務総長に書面にて申請する。
- 2 事務総長は、加盟国の脱退申請について理事会の議長およびすべての加盟国に迅速に通知する。議長は、この申請を承認するか否かを審議するため、90日以内に理事会会合を招集する。
- 3 脱退が正式に承認された後も、当該加盟国は、承認された事業／活動に対して分担すべき財政的義務および脱退が正式に承認された年の分担金の支払いを履行する義務を引き続き負う。
- 4 当該脱退は、脱退以前に当該加盟国および機構が負う契約上の義務または協定の履行にいかなる影響も及ぼさない。
- 5 この条約より脱退する国は、脱退が効力を有する日まで、機構の加盟国であるという地位の結果得た権利を保持する。

第34条 解散

- 1 機構は、すべての加盟国の間でのコンセンサスによる合意により、いつでも解散される。
- 2 機構は、加盟国が4カ国を下回ったときにもまた、解散される。
- 3 解散となる場合、理事会は、清算の時点で機構の本部および建物が所在する加盟国と交渉を行うために、公式の精算委員会を任命する。機構の法律顧問は、精算のすべての過程に立ち会う。
- 4 解散過程の完了後、いかなる余剰資産も、加盟国が実際に支払った分担金の割合に応じて加盟国間で分配する。赤字の場合は、清算が行われた会計年度に評価された分担割合に比例して、加盟国が補填する。

第35条 登録

この条約が効力を生じたときに、受入政府は、この条約を国際連合憲章第102条に従って国際連合事務局に登録する。

以上を証するため、全権委任状により適切に権限を付与された全権大使は、条約に署名した。

英語のみを正文として、2005年10月28日に中華人民共和国、北京で作成した。

機構の加盟国のその他の公用語で作成されたこの条約のテキストは、機構のすべての加盟国のコンセンサスに基づく合意により正文とされる。当該テキストは、受入政府の保管庫に寄託され、同政府が他の署名国および加盟国に認証謄本を送付する。